# ○埼玉県警察情報管理システムによる国有物品管理業務実施要領

令和３年８月 18 日

会　第　５６２　号

警　察　本　部　長

埼玉県警察情報管理システムによる国有物品管理業務実施要領の制定について（通達）

国有物品を一元的に管理し、迅速、適正かつ効率的な業務運営を図るため、別添のとおり埼玉県警察情報管理システムによる国有物品管理業務実施要領を制定し、令和３年９月１日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる国有物品管理業務実施要領

1　趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる国有物品管理業務（以下「国有物品管理業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　定義

この要領において使用する用語は、埼玉県警察国有物品管理規程（平成９年埼玉県公安委員会規程第２号。以下「規程」という。）、埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和６年埼玉県警察本部訓令第27号）、埼玉県警察国有物品管理規程の運用について（平成９年埼例規第28号・会。以下「運用通達」という。）及び警察共通基盤システム等運用要領（令和６年情管第1174号）において使用する用語の例による。

3　基本台帳

総務部情報管理課に、国有物品管理業務に関する次の基本台帳（以下「ファイル」という。）を置く。

| ファイルの種類 | 内　　容 |
|---|---|
| 国有物品ファイル | 国有物品に係る情報から作成されるファイル |

4　運用責任者

警察本部に運用責任者を置き、総務部財務局会計課長をもって充てる。

運用責任者は、国有物品管理業務の適正かつ円滑な管理運用を図るものとする。

5　運用要領

(1)　登録等

ア　運用管理者は、運用責任者の指示に基づき、所属の国有物品事務を担当する職員（以下「職員」という。）にファイルに対する登録及び修正を行わせるものとする。

イ　前記アの登録及び修正を行う職員は、ファイルが国有物品に関する重要な情報を構成するものであることを認識し、正確にこれを行わなければならない。

(2)　照会

ア　職員は、国有物品情報（国有物品の管理に必要な情報で、埼玉県警察情報管理システムにより処理されるものをいう。以下同じ。）について、国有物品に係る業務において必要がある場合に限り、国有物品管理業務により照会することができる。

イ　運用管理者は、国有物品情報に関する照会について、職員に対し適切に指導しなければならない。

6　アクセス権

アクセス権の付与については、警察共通基盤システム等運用要領に定めるところによる。

7　帳票出力

職員は、次に掲げる帳票をシステムにより出力することができる。

(1)　物品修繕（改造）書（規程様式第２号）

(2)　物品取得（供用）書（規程様式第３号）

(3)　物品供用書（規程様式第４号）

(4)　重要物品保管書（規程様式第５号）

(5)　備品保管書（規程様式第６号）

(6)　消耗品保管書（規程様式第７号）

(7)　物品返納書（規程様式第８号）

(8)　物品供用換書（規程様式第９号）

(9)　物品管理・物品出納簿（規程様式第13号）

(10) 物品供用簿（規程様式第14号）

(11) 国有物品（消耗品）送付書（運用通達様式第１号）

(12) 供用換物品領収書（運用通達様式第２号）

(13) 国有物品（消耗品）領収書（運用通達様式第３号）

(14) 国有物品点検表

(15) 国有物品現在高調書

(16) 取扱主管課別物品数一覧

(17) 不用決定物品一覧

8　安全管理

(1)　情報セキュリティ対策

国有物品管理業務における情報セキュリティについては、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）に基づく警察情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に定めるところによる。

(2)　管理対象情報の分類

国有物品管理業務において取り扱われる管理対象情報の分類は、セキュリティポリシーに定める機密性２（中）情報、完全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。

(3)　出力資料の取扱い

運用管理者は、国有物品管理業務に係る出力資料の適正な取扱いについて、警察共通基盤システム等運用要領に基づき、所属の職員に対して、適切に指示するものとする。

実施日

この通達は、令和３年９月１日から実施する。

実施日（令和５年３月30日情管第814号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

実施日（令和６年５月30日情管第1176号）

この通達は、令和６年６月１日から実施する。

実施日（令和６年12月26日情管第2288号）

この通達は、令和７年１月１日から実施する。

実施日（令和８年３月27日会第311号）

この通達は、令和８年４月１日から実施する。